



とちぎ行政書士法人
Tochigi Immigration Law Co.

とちぎ行政書士法人
(蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト 2018 最優秀賞)
すずき なおや
鈴木 直弥 さん



市内の外国人のサポートをメインとしたビジネスプランで、昨年度の蔵の街とちぎビジネスプランコンテストで最優秀賞に輝いた鈴木さん。行政書士として、みんなが住みやすい栃木市を目指します。

栃木で貢献できる会社を作りたい

栃木市に生まれ、学校も就職も栃木という鈴木さん。「高校の頃から独立心が結構強かった」ということもあり、「栃木で貢献できる会社を作りたい」という思いがあったといいます。

独立方法を考えていた時に知ったのが、「行政書士」という資格。会社員として働く傍ら、行政書士試験の勉強を続け、見事合格して独立を果たします。

行政書士といえば、個人事業主の形態が一般的ですが、「イベントの開催や、チームワークを活かした業務など、組織でないとできないところを目指したい」と、昨年に法人化を実現させました。現在は、相続の相談や、市内に住む外国人のサポートなどをメインに行っています。

行政書士は「人の役に立てる仕事」

「私の心の中に垣根が無い」というように、昔から人好きで、いろんな人と友達だったといいます。その誰とでも親しめる人柄が、行政書士としての業務にも活かされています。とりわけ近年、留学や仕事などで栃木市に住む外国人が増える中、ビザの手続きなどで困っている外国人の皆さんのサポートに力を入れています。

意外にも、英語は得意ではないそうです。それでも、外国人にもわかりやすい『やさしい日本語』や翻訳アプリの使用で、コミュニケーションには困らないといいます。

行政書士は「人の役に立てる仕事」。責任の重い仕事もありますが、サポートした方から感謝される時には、やはり仕事のやりがいを感じるといいます。

目指すは「街いちばんの法務相談パートナー」

「行政書士は、市民と行政をつなぐ役割でもある」と鈴木さん。「何か困ったことがあれば、ここに相談すればいいんだ」と思ってもらえる親しみやすい会社を目指します。

「名実ともにまちで一番役にたてる企業になりたい」と大きく目標を掲げる鈴木さん。最後にこんな抱負を教えてくださいました。「栃木市は住みやすい街ランキングで上位に入っていますが、外国人もお年寄りにも、もっともって住みやすい街になるために、『法の相談』で役に立てる存在でいたいです。」



いじめについて考えよう

我が子が小学校入学となると「学校でいじめられはしないか」「いじめっ子にならないか」「友だちとうまくやっていたらいいだろうかなど、親としての心配は増すばかり。私たちおとなの世界でも家庭で、職場で、ご近所で、ネット上で、人間関係の悩みは尽きません。

人間関係は、無理解や偏見など、些細なことでゆがみます。集団生活の中で小さな行き違いから生じたゆがみは、時としていじめにつながってしまふことがあります。多様な人間がいれば、それぞれに違いがあるのは当然のこと。よく「他を理解しよう」といわれるように、違いについて理解しようと努力することはもちろん必要なのですが、それは大人の世界でも難しいことです。大切なのは、違いに気づいたときに、どう考え、どう行動するのかを、子どもと一緒に考えることです。また、大人の役割として、ゆがんだ人間関係に出会ったときに「それおかしいよね」「やめて」と言えたり、そんな集団から離れたりとすることができる社会を作っていかなければいけません。

いじめの子もいじめられる子も不幸です。誰しも不幸になるために生まれてきたのではありません。今、目の前にいる子どもたちが10年後、20年後に幸せになるために自分で頑張れる力をつけていくことこそ、子育てに必要なことではないでしょうか。大切なのは、お子さんと一緒に考えていくことです。生涯学習課 ☎ (21)2490



新生活のスタート！賃貸住宅契約の注意点！！

進学・就職など、新たな生活の始まりに賃貸住宅を借りるときは、トラブルに遭わないよう、次のような点を必ず確認してから契約をしましょう。

物件は必ず現地に行き確認 物件探しは、インターネット上の情報だけで判断してはいけません。写真はあくまで参考情報です。物件の状況（外観、部屋の間取り、設備、共用部分）、最寄り駅までの距離、交番、商店等の周辺環境を、自身の目と足で確認してください。できれば、昼と夜、晴天時と雨天時など違う環境もチェックしましょう。

契約前に説明をしっかりと聞く 不動産業者は、物件設備の整備状況や取引条件などを記載した「重要事項説明書」を交付して説明することが義務づけられています。この説明は、契約の判断に重要なものです。不明な点は、質問して確認しましょう。

気になる特約があったら慎重に判断する 契約書に不利と思える特約がある場合、契約条件を交渉することはできますが、貸主が契約条件の変更に応じることが少ないのが現実です。契約自由の原則から、条件変更に応じないことが不当とはいえません。しかし、借主に過度な負担を求める物件は、入居中の修繕トラブルや退去時の現状回復トラブルなどが生じる可能性が高いので、より慎重に判断しましょう。

入居時の確認が大切 借主が負担する現状回復費用は、入居時の傷の有無などが基準になることから、貸主と借主が立会い、傷や汚れの有無、設備の整備状況などを確認しましょう。立ち合い確認をしない場合は、入退去時の比較ができるよう、写真（日付入り）を撮ったり、内容を「確認リスト」として書面に残しておくといよいでしょう。

消費生活センター（本庁舎2階） ☎ (23) 8 8 9 9 / FAX (23) 8 8 2 0

相談業務の案内 相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合せ先	
弁護士相談（事前に要予約） (弁護士が法的な見解等を助言) ※予約開始 4・5月分 4/1(水)～(各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで(異なる会場で相談しても同様)	4月10日(金)、24日(金) 5月8日(金)、22日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎ (21)2122	
	5月21日(木) 10時～12時	大平隣保館2階 相談室 ☎ (43)6611 FAX 0120-46-7830	
	4月20日(月) 10時～12時	藤岡公民館 第1階 研修室 藤岡市民生活課 ☎ (62)0905	
	4月28日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館2階 会議室 都賀市民生活課 ☎ (29)1124	
法律相談（事前に要予約） ※栃木市社会福祉協議会主催	4月26日(火) 10時～12時	西方総合支所 1階 会議室 西方市民生活課 ☎ (92)0308	
	4月16日(木) 10時～12時	岩舟総合支所 1階 相談室 岩舟市民生活課 ☎ (55)7763	
	4月7日(火)、21日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館 / 社会福祉協議会大平支所 ☎ (43)0294	
	4月17日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎ (21)2122	
市民相談 (日常生活の問題など)	4月17日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎ (21)2122	
	月～金曜日 9時～17時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎ (21)2122	
	消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎2階 消費生活センター ☎ (23)8899 FAX (23)8820
	合同相談 (行政相談・人権相談)	4月14日(火)、28日(火) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課 ☎ (21)2122
5月21日(木) 10時～12時		大平総合支所 1階 相談室 大平市民生活課 ☎ (43)9211	
4月8日(水) 10時～12時		藤岡公民館 1階 研修室 藤岡市民生活課 ☎ (62)0905	
4月28日(火) 10時～12時		都賀総合支所 別館2階 大会議室 都賀市民生活課 ☎ (29)1124	
人権相談	5月26日(火) 13時30分～15時30分	西方公民館2階 小会議室 西方市民生活課 ☎ (92)0308	
	4月16日(木) 13時30分～15時30分	岩舟総合支所 1階 相談室 岩舟市民生活課 ☎ (55)7763	
	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館 ☎ (43)6611 FAX 0120-46-7830 厚生センター ☎ (24)2444 人権・男女共同参画課 ☎ (21)2161	
	配偶者等からの暴力(DV)相談	月～金曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センター ☎ (21) 2218
いじめ相談電話	月～金曜日 9時～17時 ※土日祝日・時間外は留守電・FAX	本庁舎 / 青少年育成センター ☎ (24)0667 FAX (21)2690	
	青少年相談 (非行問題・不登校など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎 / 青少年育成センター ☎ (23)6566 FAX (21)2690
	家庭児童相談(0～17歳の子どもとその家族)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎 / 家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎ (21)2227
	児童虐待相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 / 子育て支援課 ☎ (21)2226 ※左記以外の時間は ☎ 189 (児童相談所全国共通ダイヤル)
婦人・ひとり親家庭相談	月～金曜日 9時～16時	本庁舎 / 子育て支援課 ☎ (21)2229	
	障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がい理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 / 障がい児者相談支援センター (障がい福祉課内) ☎ (21)2219 FAX (21)2682
	就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時～21時 ※祝日除く 第1・3土曜日17時～21時 第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時	栃木勤労青少年ホーム ☎ (22)3113 大平勤労青少年ホーム ☎ (43)5191
	高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 / 栃木中央地域包括支援センター ☎ (21) 2245・2246
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	4月10日(金) 10時～11時30分	本庁舎1階 市民スペース / 栃木中央地域包括支援センター ☎ (21)2171・2246	

相続・遺言・登記・会社設立等
佐山司法書士事務所
親身になって相談に応じます
司法書士 佐山 隆
土地家屋調査士 佐山 健太郎
行政書士
司法書士
栃木市旭町19番16号 栃木市文化会館斜め前
TEL0282(24)2555 (平日)8:00～19:00
(土・日・祝) 事前予約にて承ります

塗り替え・リフォームをお考えの方
家の塗り替えは親切・丁寧な当社へお任せ下さい!!
自社の1級塗装技能士資格者が施工します。
日本塗装工業会会員・栃木県知事許可(般-27)第14124号
オオアキ建装工業株式会社
栃木市箱森町51-28 TEL0282-22-5981

新築住宅 **リフォーム**
エクステリア・店舗・インテリア
住まいに花を咲かせましょう!
見積り無料! さあ! 住まいづくりのベストシーズンがやってきました! お気軽にお電話下さい。
住所: 栃木市城内町2-48-4
電話: 0282-22-7207
FAX 0282-22-7209
http://www.cc9.ne.jp/~afity/